

取引履歴 無料計算 申込書 *のある部分は記入が必須の項目です。

八下田法律事務所 御中 〒112-0002 東京都文京区小石川1-5-1 パークコート文京小石川403A

申込日*	令和 年 月 日 (過去に本サービスの利用又は当事務所へ相談をしたことが、 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない)
ふりがな*	
お名前*	(性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性)
生年月日*	T・S・H 年 月 日
ご住所*	(〒 -) 事務所からの郵便物 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
電話番号*	- -
E-mail*	※携帯電話アドレスの場合、 受信制限がされていないかセキュリティ設定をご確認下さい。

【確認事項】 *チェック→ 下記確認しました。

1. 本計算サービスはご自身で取り寄せた取引履歴の計算を行います。本計算サービスは無料です。
2. 計算結果をご連絡した後、受任の勧誘は行いません。ご依頼希望の場合は別途ご連絡ください。
3. 本申込書とともに取引履歴をご郵送ください。FAX でのご送付はご遠慮ください。
4. **履歴・資料はコピーをお送り下さい。** 返却は致しません(当事務所で廃棄します)。原本の送付はお断り致します。
5. 計算結果を検討の結果、ご依頼を希望される場合には、原則として、面談が必要となります。また、他の負債の有無等の聴取が必要となります
6. 計算結果のご連絡はメールでのご連絡のみとなります。文書・電話での計算結果のご連絡は致しません。
7. 本申込書と履歴のコピーが届いたらその旨メールにてご連絡致します。お引き受けできない場合はその旨ご連絡致します。

【同意事項】 *チェック→ 下記同意しました。

1. 本サービスの趣旨は、当事務所へ依頼を予定されている方のために過払金返還請求に着手するか否かの判断材料を提供するものです。この趣旨にそわないお申込みと判断した場合は、お申込をお断りさせていただきます。
2. お送り頂いた履歴・資料はご返却致しません。当事務所で廃棄します。
3. ご本人請求の場合に開示される書類と弁護士が着手して開示される書類とでは、開示態様・内容が異なる場合があります。そのため、本人取寄履歴での計算結果と弁護士が着手して開示された履歴での計算結果が異なる場合があります。
4. 計算は、貸金業者発行の取引履歴で正確に計算できる範囲で行います。資料が不完全な部分は計算から除外します。資料が不完全な部分を盛り込んだ場合の計算結果の予想は行いません。貸金業者から送付された資料をすべてお送り下さい。一部のみのご送付の場合、計算をお断りする場合があります。
5. 計算方法について
 - (1) 一連性について | 明らかに複数取引の場合を除き、一連計算で行います。取引の分断の主張がされるおそれがある部分は指摘致しますが、実際にどの部分で分断を主張して来るか正確に予想することはできません。
 - (2) 計算方式について | 最も有利な方式(有利息・過払金元本・利息充当方式)で計算します。
 - (3) 貸金業者から開示された取引履歴に基づく計算のみとなります。その他の資料やご記憶に基づく計算はお引き受けできません。取引履歴が不完全開示の場合は、履歴の冒頭額からの計算となります。本サービスは**推定計算はお引き受けしません。**
6. 計算結果について
 - (1) 計算結果は、メールでのご連絡になります。
 - (2) 計算結果は算出した金額のみのお知らせとなり、**計算書の交付は行いません。**
 - (3) 計算結果での解決をお約束するものではありません。また、お引き受けすることをお約束するものでもありません。
 - (4) 貸金業者は貸金業者側の計算方法により債務が残るか否かを判断します。貸金業者側の計算方法(最も不利な計算方法)で債務が残る場合はその旨ご連絡致しますが、取引の個数など貸金業者側がその取引について取る立場を事前に正確に予想することはできません。
7. 消滅時効が成立している取引、当初より法定利率内の取引、確定判決により解決している取引、その他、当事務所が計算が不要と判断した取引は計算せず、その旨ご連絡します。
8. **当事務所は消滅時効の進行を中断する義務を負いません。計算中に過払金の全部または一部に消滅時効が成立する場合があります。この場合でも当事務所は責任を負いません。** (過払金返還請求を受任しないと時効中断措置はとれません)
9. 通常、1週間以内で計算結果のご連絡となりますが、履歴の態様、依頼件数等により14日ほど頂く場合があります。1
0. 実際に請求するときは、必ず専門家の相談を受けて下さい。
11. 当事務所では電話でのご相談は行っていませんので、面談又はメール相談をご利用下さい。

上記確認・同意の上、下記貸金業者の取引履歴の計算を依頼します。

貸金業者名 (下の欄にお送り頂く履歴の業者名と完済・未完済の別をご記入ください。)

記載例: アコム (完済) プロミス (未完済, 残49万円), ニコス (未完済, キャッシング0円, ショッピング30万円)

ご質問がある場合には任意の用紙にご記入の上、ご同封ください。